

## 勝山スポーツセンター料金表(H27年4月1日～)

条例施設	施設区分	貸出区分	貸出単位	基本 使用料	市外 使用料	その他	
<b>勝山スポーツ センター</b>	アリーナ	専用使用	一般	<b>1時間 あたり</b>	2,280	基本使用料の 1.5倍	<p>【注1】 貸出区分の【一般】【中学生】区分は利用申請団体の過半数利用者と判断します。</p> <p>【注2】 上記判断するにあたり、利用団体登録書に構成員名簿が必要になりますので登録の際に添付し提出してください。</p> <p>【注3】 市内・市外判断は、申請主催団体＞利用者過半数の順で判断となります。</p> <p>【営業加算】 【入場料加算】について 営業で施設を利用する場合は市内使用料の2倍、入場料を徴収する場合は市内料金の3倍の使用料となります。</p>
			中学生以下		1,140		
		部分使用 (1/2面)	一般		1,140		
			中学生以下		570		
		部分使用 (1/3面)	一般		760		
			中学生以下		380		
	部分使用 (1/6面)	一般	380				
		中学生以下	190				
	トレーニング施設含む	個人使用	一般	1回あたり	300		
			中学生以下	1回あたり	150		
会議室	専用使用	-	1時間あたり	500			
空調設備(冷暖房)	-	-	-	620			
音響設備	-	-	1回あたり	1,000			

### 【使用料加算について】

以下の場合、基本使用料に加算となります。

- 市民以外の方が施設を利用する場合は、上記基本使用料の1.5倍  
※団体の場合=利用申請団体が市外であり利用者の半数以上が市外の方の場合
- 営利目的で施設を利用する場合は、上記基本使用料の2倍
- 入場料を徴収して利用する場合の利用料は上記金額の3倍

### 【減額免除について】

以下の方は、施設利用申請時に障害者手帳等の証明書類を提示した上で申請いただくと半額免除となります。

- 身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方  
※施設を利用する障害者の介助者1名は全額免除となります。
- 生活保護受給者
- 真庭市ひとり親家庭等医療費受給者の属する世帯
- 後期高齢者医療制度の被保険者のうち低所得者Ⅰに該当する方の属する世帯
- 次の掲げる方を構成員とする世帯で、世帯全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の世帯  
・身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳のいずれかの交付を受けている方

### 【岡山県立勝山高等学校の利用にともなう利用制限について】

勝山スポーツセンターは建設当初の覚書により、平日開館日の9:00～18:00までの時間帯は、岡山県立勝山高等学校の授業及び部活動体育館として全館利用されます。  
このため、上記時間帯のうち17:00までは管理人不在となっており、9:00～18:00までの時間帯は一般利用についても特別な場合を除き利用制限をかけさせていただいております。

### 【使用団体登録について】

施設を上記専有面積に合わせて利用予約を希望する場合には、使用団体登録が必要です。使用団体登録申請書に必要事項を記入の上、構成員名簿または大会要項を添付して勝山文化C窓口で申請を行ってください。

勝山文化センター（真庭市役所勝山振興局地域振興課）  
〒717-0013 真庭市勝山319番地  
TEL0867-44-2011 FAX0867-44-2399